

平成 23 年 9 月 1 日

行政評価局調査の実施

<鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視>

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」を策定し、これに基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。

今回、平成 23 年 9 月から実施する上記 1 テーマの計画について公表します。

連絡先

<行政評価局調査全般について>

行政評価局総務課

高橋評価監視企画官

電話（直通）：03-5253-5407

<上記テーマについて>

行政評価局総務課地方業務室

根上室長、川田上席評価監視調査官

電話（直通）：03-5253-5413、5415

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

鳥獣被害防止対策に関する行政評価・監視

調査の背景

- 鳥獣の生息分布域の拡大、里山の荒廃や耕作放棄地の増加等に伴い、シカ、イノシシ等の鳥獣による農林水産業等への被害が全国的に発生し深刻化
- 平成19年12月に鳥獣被害特措法(※)が制定され、国が定める被害防止施策の基本指針に即して、市町村は被害防止計画を作成し、被害防止の取組を積極的に推進
- 国及び都道府県は、市町村の取組が円滑に実施されるよう、財政上の措置を含めた必要な措置を実施

※ 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」(平成19年法律第134号。平成20年2月施行)



- しかし、平成21年度の鳥獣被害の状況を見ると、
 - ・被害額は 213 億円
⇒前年度比 14 億円の増加
 - ・被害量は 62万トン
⇒前年度比 13万トンの増加
- 鳥獣被害は、収穫時に被害を受けることによる営農意欲の減退、耕作放棄地の増加等農山漁村に深刻な影響
- 平成23年度には、鳥獣被害防止対策を緊急的に強化



- 鳥獣被害防止対策の的確かつ効果的な実施を推進する観点から、鳥獣の生息状況及び農作物等被害の発生状況、鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況等を調査

主要調査項目と調査の視点

1 鳥獣の生息状況及び農作物等被害の発生状況

鳥獣の生息数・生息環境、被害状況及びこれらの把握方法等を調査

2 鳥獣被害防止に関する施策・事業の実施状況

- ① 市町村や都道府県の区域を超える広域的な被害防止対策、市町村の被害防止計画と特定鳥獣保護管理計画との整合性等を調査
- ② 農林水産省、環境省等が行っている市町村に対する支援策の実施状況等を調査

主要調査対象

調査対象機関

国家公安委員会(警察庁)、文部科学省、農林水産省、環境省

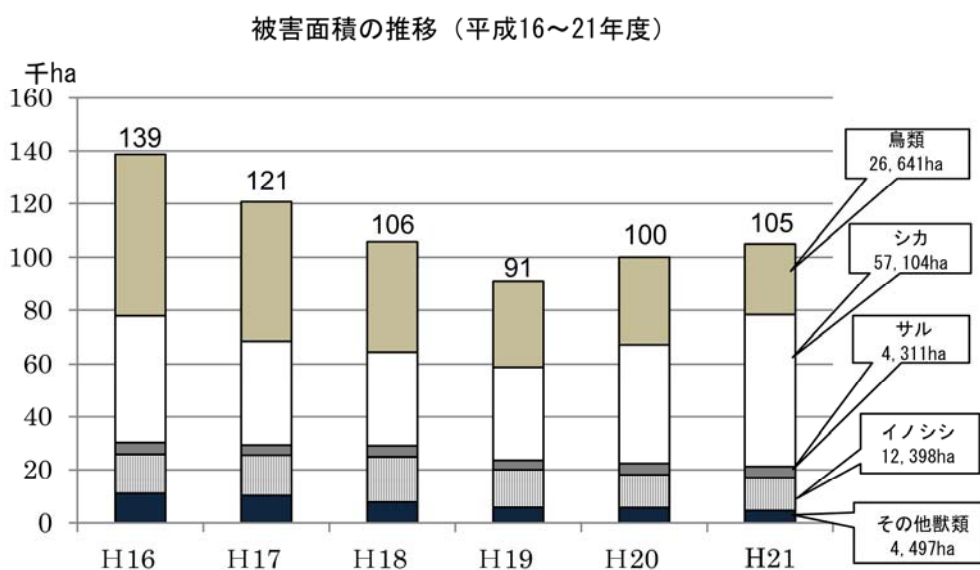
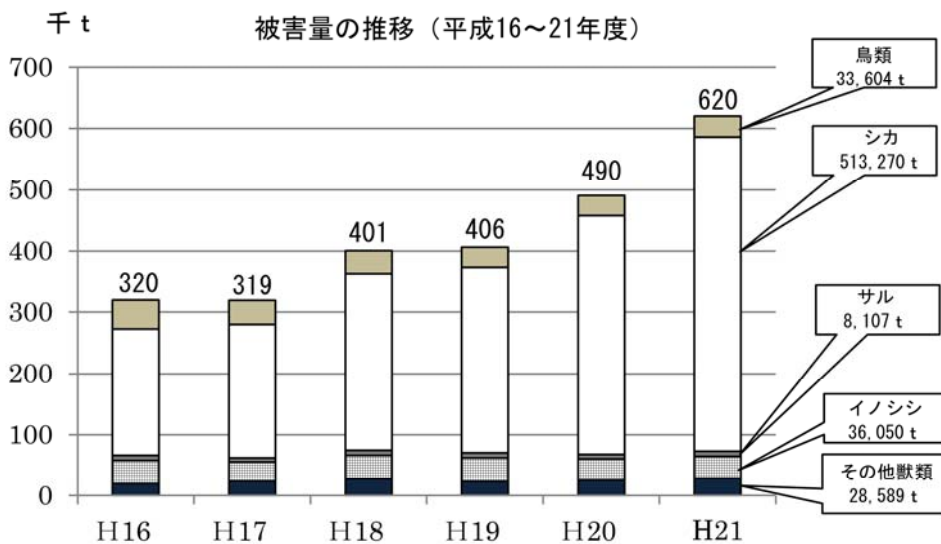
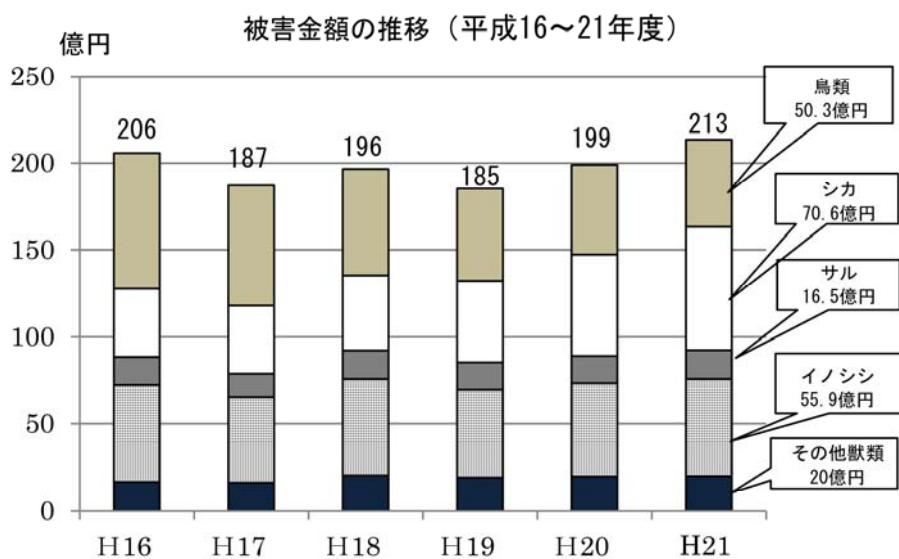
関連調査対象機関

都道府県、市町村、民間団体等

参 考 資 料

(頁)

- 1 野生鳥獣による農作物被害状況 1
- 2 野生鳥獣による農林水産被害の概況 2



（注）農林水産省作成「全国の野生鳥獣類による農作物被害状況について」等による。

野生鳥獣による農林水産被害の概況

農作物被害

- 農作物被害額は、農林水産省が調査を始めた平成 11 年度以降約 200 億円前後で推移
- うちイノシシ、シカ、サルによるものが全体の 6～7 割程度
- ほぼ全都道府県でイノシシ、シカ、サルの合計被害額が約 1,000 万円以上（うち 1 億円以上が 32 都道府県。上位は北海道約 54.1 億円、福岡県 10.2 億円、長野県 9.6 億円、山形県 8.3 億円など）（平成 21 年度の状況）

森林被害

- 森林被害面積は、近年 5,000～6,800ha の間で推移（平成 21 年度は 6,126ha）
- シカ、カモシカ等による幼齢木の食害、シカ、クマ等による樹皮剥ぎ被害などが多く、シカによる被害が全体の約 6 割

水産被害

- 近年、カワウの分布域の拡大に伴い、アユを始めとした有用魚種の食害等が拡大
- また、北海道及び青森県において、トドによる漁具の破損、漁獲物の食害等の被害が発生しており、北海道だけでも毎年 10 億円以上の被害